

門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業等業務委託プロポーザル評価基準

1 審査及び評価

門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。

2 選定方法

- (1) 選定委員は、企画提案書の内容について、「門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業等業務委託プロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づき、提案者ごとに採点を行う。
- (2) 「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は100点である。
- (3) 「企画提案」と「価格提案」を合算した評価点（以下「提案評価点」という。）が満点（500点）の6割である最低基準点（300点）に満たない提案者は対象外とし、選定委員ごとにすべての評価項目の合計である総合評価点が高い提案者順に順位をつける。また、同点の場合は上位順位で同順位とする。
- (4) (3)の順位結果を順位点に換算（1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点）し、審査日出席したすべての選定委員による順位点の合計値（以下「総合点」という。）が一番高い提案者を受注候補者として選定する。
- (5) 総合点が一番高い提案者が2者以上あるとき（同点のとき）は、その中で、審査項目の中からあらかじめ設定した項目のうち、1番目の項目の得点が最も高い者を候補者とし、その得点も同点の場合は、2番目の項目が最も高い者を候補者とする。なお、2番目の項目も同点の場合は、降順の項目において同じ方法にて受注候補者を選定する。
- (6) 「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、5段階評価とし、各段階の配点は次のとおりとする。

提案の評価	配点		
	20点	15点	5点
非常に優れた提案	20点	15点	5点
優れた提案	16点	12点	4点
標準的な提案	12点	9点	3点
やや低い水準の提案	8点	6点	2点
低い水準の提案	4点	3点	1点

(7) 「価格評価点」の算出方法

- ア 提案見積額が提案限度価格の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が提案限度価格を超過した場合は失格とする。

イ 当該提案見積価格より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

価格評価点＝価格が安価な順から10・8・6・4・2・0点とする。

	評価項目	評価基準	配点
企画 提案	福祉行政の理解 事業参入の熱意・意欲	・生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び門真市の現状を理解し、業務に取り組む姿勢が積極的であるか。	5点
	各事業及び求人開拓業務の内容	・各業務の内容が充実しているか。また、その内容が事業目標の達成に合致するものであるか。	20点
	支援体制（従事者の資格、経験及び業務間の連携等）	・配置人員の資格、資質及び実務経験は充実しているか。 ・各業務が相互補完し、かつ相乗効果が見込める提案であるか。 ・円滑な業務遂行のための本部フォローアップ体制は十分であるか。	15点
	支援対象者へのサポートの積極性及び妥当性	・支援対象者へのサポートについて、積極性があり、かつ、現実性があり、妥当なものであるか。	15点
	各事業の目標達成に向けた工夫、企画提案の独創性及びその妥当性	・提案内容が独創性に優れており、具体的かつ実現可能であるか。	15点
	過去の業務実績	・過去の業務実績が十分かつ優れたものであるか。	5点
	事業の費用対効果	・対象者の経済的な自立を促す等、事業の費用対効果が見込めるか。	10点
	個人情報保護の取組内容	・個人情報保護の取組及びその体制が確実かつ十分なものであるか。	5点
提案評価点			90点
価格 提案	価格評価点	・価格が安価な順から10・8・6・4・2・0点とする。	10点
総合点			100点